

### パソコンで年賀状を作ろう 体験教室

パソコンを使ってあなたのオリジナル年賀状を作ってみませんか。パソコン初心者の方も大歓迎。

**対象** 市内在住でマウス操作、文字入力可能な障害のある方

**日時** 12月13日(土)10時～12時

**場所** 障害者福祉センター  
(旭町2-21-6)

**定員** 先着10人

**料金** 当日年賀状印刷を行う場合は、必要枚数分の費用がかかります(1枚85円、最大10枚まで)。

**申込** 11月4日(火)～12月5日(金)に、直接・電話・FAX・電子メールのいずれかで。土・日曜日、祝日は休み。

**申詳** 〒780-0935 旭町2-21-6

障害者福祉センター

☎873-7717、FAX873-6420

✉asahi@kochi-csw.or.jp



### 自動車利用に関する アンケート調査

国土交通省では、都道府県、高速道路会社などと連携して、9月から11月までの間、全国で自動車の使われ方などを調べる全国道路・街路交通情勢調査を実施しています。この調査のうち、自動車起終点調査については、無作為に選定した自動車を保有する人・事業者の皆さんに対して、自動車の利用実態をお答えいただきます。調査結果は、道路の計画や管理などの基礎となる重要な資料となりますので、調査への協力をお願いいたします。



**申詳** サポートセンター

☎0120-669-118 ※9時～18時(日曜日、祝日を除く)

### いきいき百歳サポーター フォローアップ・育成教室

①フォローアップ教室▶健康でいきいきとした生活を送る介護予防についての講義、体力測定、重りの増やし方、グループワークです。

②育成教室▶地域で「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」を支援するボランティアを養成します。介護予防の目的、体操の知識と実技、サポーターの役割などについて学びます。

**対象** ①いきいき百歳サポーター(平成14年度～令和6年度のサポーター育成教室修了者)

②全日程を受講後に、サポーターとして活動する意欲のある方

**日時** ①12月5日(金)13時～16時半

②12月15日(月)・17日(水)いずれも10時～15時40分

**場所** いずれも総合あんしんセンター3階 大会議室(丸ノ内1-7-45)

**定員** ①先着40人②先着20人

**申込** ①11月5日(水)8時半から

②11月17日(月)8時半から

いずれも直接または電話で。

**ほか** 体操の実技を行うため、動きやすい服装で。飲み物持参。

**申詳** 〒780-0065 塩田町18-10

基幹型地域包括支援センター

☎823-4014

### 11月は標準営業約款 普及登録促進月間

県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。



**申詳** (公財) 県生活衛生営業指導センター ☎855-5100

### 総合労働相談

経験豊富な元社会保険労務士が労務関係全般について相談に応じます。

**対象** 市内在住の方など

**日時** 11月11日(火)18時半～20時半

**場所** 勤労者交流館(丸池町1-1-14)

**申込** 11月9日(日)までに、電話で。

**申詳** 勤労者交流館 ☎883-2244

### ゼロにはできないCO<sub>2</sub>を オフセットしませんか

森林を適切に間伐することで、木々は大きく成長し、多くの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収します。市では、市有林を間伐することによって増加した二酸化炭素の吸収量を、オフセット・クレジットとして販売しています。このクレジットを購入すると、日常生活やイベントなどで排出される二酸化炭素の排出量を相殺(カーボン・オフセット)することができ、どなたでも手軽に地球温暖化の防止に貢献できます。またカーボン・オフセットの取り組みは、CSR(企業の社会的責任)活動としてもPRできます。クレジットの売り上げは手入れが必要な市有林の間伐に活用し、豊かな森林を守る活動をさらに推進します。身近な環境貢献の一つとして、市のオフセット・クレジットをご活用ください。

**料金** 1トン当たり8,000円

**申込** クレジット購入申込書に必要事項を記入し、鏡地域振興課に郵送または電子メールで提出。申込書は鏡地域振興課HPからダウンロードできます。

**申詳** 〒781-3102 鏡小浜7 鏡庁舎鏡地域振興課 ☎896-2001

✉kc-270300@city.kochi.lg.jp

### 「雑がみ」を リサイクルしましょう



お菓子の箱や包装紙等の「雑がみ」がリサイクルできることはご存じですか。限りある資源を有効に活用していくために、市では「雑がみ回収促進袋」を配布しています(ご家庭にある不要な紙袋で代用することもできます)。この袋を活用して、月1回の資源物として、「雑がみ」を分別する習慣を身に付けましょう。詳しくは、新エネルギー・環境政策課HPをご覧ください。



**申詳** 新エネルギー・環境政策課

☎823-9209

### 農地を転用するには 許可等が必要です



農地を農地以外の用途(宅地、駐車場等)に転用するには、要件を満たし、県知事の許可を受ける必要があります。許可を受けずに転用した場合、工事の中止や原状回復命令が出されたり、罰則が科せられることがあります。

市街化区域内の農地▶農業委員会への届け出で許可に代えることができます。

自分の農地を転用する、農地を売買・貸借した上で転用する場合▶農地法第4条・第5条に基づく手続きが必要です。

転用許可申請、転用届け出▶ともに農業委員会事務局が窓口です。農地の場所、規模、転用の内容によって許可の要件や添付書類が異なりますので、事前にご相談ください。

**申込** 許可申請は土・日曜日、祝日を除く毎月15日までに、申請書類を農業委員会事務局(第二庁舎2階)に直接。申請書は、農業委員会事務局で配布するほか、高知県農業基盤課HPからもダウンロードできます。

**ほか** 許可申請は申請の翌月7日頃の農地総会にて審議します。

**申詳** 〒780-8571 本町5-1-45

第二庁舎2階 農業委員会事務局

☎823-9484

### 相続登記の申請義務化

令和6年4月1日から、相続(遺言を含む)により不動産を取得した相続人は、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。令和6年4月1日より前に相続で不動産を取得した方も、令和9年3月31日(水)までに申請してください。申請をせずにいると10万円以下の過料適用対象となります。専門家に依頼する際は司法書士へ、ご自身で手続きする際は法務局へお問い合わせください。

**申詳** 高知県司法書士会総合相談センター ☎825-3143、高知地方法務局 ☎822-3331

### 高知市 都市美デザイン賞



高知市都市美デザイン賞は、良好な景観の形成に寄与している建築物やテーマ(工作物)、街並み・まちづくり活動などを表彰することで、市民の景観に関する意識を高めることを目的に実施しています。ことしの応募総数は10通で、審査対象物件数は9件あり、選考の結果、入賞1件となりました。講評は都市計画課HPでご覧いただけます。

第41回高知市都市美デザイン賞受賞物件【尾崎建設本社ビル】



**申詳** 都市計画課 ☎823-9465

### 若者サポートステーション 進路相談会



就職や進学に不安を感じている15～49歳の方とその家族が対象の個別相談会です。申し込み不要。

**日時** 11月8日(土)13時～16時

**場所** オートピア高知図書館 3階グループ室5

**申詳** こうち若者サポートステーション ☎844-3411

### かいごWeek面接・相談会 (介護就職デイ)

介護関係企業担当者と直接、面接・相談ができます。参加事業所など詳しくは、ハローワーク高知HPをご覧ください。

**対象** 介護関係に就職を希望されている方、介護職に興味がある方

**日時** 11月17日(月)～20日(木)いずれも13時半～15時半

**場所** ハローワーク高知 2階大会議室(大津乙2536-6)

**申込** 11月14日(金)までに、直接または電話で。当日参加可。

**申詳** 〒781-8560 大津乙2536-6

ハローワーク高知人材確保コーナー

☎878-5327

### 11月は計量月間です



市・県・関係団体が協力し、適正な計量の普及・推進を図ります。

一日計量指導員▶11月6日(木)にこうち生協コープかもべ店(鴨部2-4-43)で、市民の方が一日計量指導員となり、商品の内容量表示が適正であるかを調査。結果を基に行政・事業所と意見交換します。

図画・ポスターコンクール入賞作品の展示▶入賞作品を、11月10日(月)～14日(金)に本庁舎1階南側通路で、11月27日(木)～12月10日(水)にオートピア1階展示スペースで、12月15日(月)～19日(金)に県庁正庁ホール前ロビー掲示板で展示します。小中学生の力作をご覧ください。

**申詳** くらし・交通安全課 計量検査所 ☎802-5753

### 最低賃金改定

高知労働局では、県内全ての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、12月1日(月)から施行することとしました。この決定により、12月1日(月)以降分として労働者に支払う賃金は、1時間1,023円以上としなければなりません。

**申詳** 高知労働局賃金室 ☎885-6024